

第6章 実用新案権の存続期間の延長

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

従来、実用新案権の存続期間は、出願の日から6年とされていた。これは、平成5年の実用新案法改正の際、製品ライフサイクルが今後も短くなることが予想されたこと、権利が長い期間不安定なままであると第三者の監視負担が過度に重くなると懸念されること、同様の制度をもつ主要国で存続期間を6年とする例が存在したこと等を踏まえたものである。

また、登録料は、第1年から第3年までが毎年7,600円+700円×請求項数、第4年から第6年までが毎年15,100円+1,400円×請求項数である。

(2) 従来 of 制度の問題点等

① 特許権の存続期間との比較

特許権の存続期間は出願の日から20年であり、実用新案権の存続期間の出願の日から6年とは大きくかけ離れている。特許出願件数が増大し、実用新案登録出願件数が減少している一つの要因として、実用新案権の存続期間が短すぎる 것이考えられる。

② 実用新案権の存続期間が短いことによる問題点

ア 差止請求権

出願の日から6年という短い存続期間では、訴訟係属中に権利が消滅してしまい、差止請求権を実質的に利用できないとの指摘がある。

イ 製品のライフサイクル

経済団体連合会「産業技術力強化のための実態調査」（平成10年）によると、全事業分野平均の製品のライフサイクルは約8年である。したがって、改正前の制度の存続期間は製品ライフサイクルよりも短いものとなっている懸念がある。

ウ 諸外国の存続期間

無審査登録制度を有する諸外国実用新案制度における実用新案権の存続期間は、ドイツを始め、中国、韓国等においては、存続期間を出願から10年としており、欧州での実用新案制度の調和を図っているEU実用新案制度調和指令案及び共同体実用新案制度案においても、出願から10年となっている。現在、日本と同様の出願から6年としている主要国はフランスのみである。

エ 審議会における意見及びアンケート結果

審議会においては実用新案権の存続期間は出願から10年にすべきとの意見が多数であった。また、知的財産研究所により平成15年7月25日～8月20日に実施されたアンケート結果においても、出願から10年にすべきとの意見が多数であった。

③ 出願時の負担軽減の要望

一方、出願時の負担を軽減するため、出願時に納付する第1年から第3年までの登録料を軽減してほしいとの要望があった。

2. 改正の概要

(1) 実用新案権の存続期間の延長

実用新案権の存続期間を出願から10年に延長する。

(2) 存続期間延長に伴う登録料の引下げ

第1年から第3年までの登録料を7,600円+700円×請求項数から2,100円+100円×請求項数に、第4年から第6年までの登録料を15,100円+1,400円×請求項数から6,100円+300円×請求項数に引き下げ、第7年から第10年までの登録料を新設し、その額を18,100円+900円×請求項数とする。

3. 改正条文の解説

(1) 実用新案権の存続期間の延長

◆実用新案法第15条

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。

上記問題点、出願人等の意見及び国際調和の観点を踏まえ、実用新案権の存続期間は出願から10年とした。

【関連する改正事項】

◆実用新案法第10条 (出願の変更)

特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更可能期間は、実用新案権の存続期間及び設定登録までに要する期間を考慮し、「実用新案権の存続期間 - 6月」すなわち「出願の日から5年6月」と規定されていた。今般、実用新案権の存続期間が延長されることに伴い、この期間を「出願の日から9年6月」に延長した。

なお、この規定については実用新案登録に基づく特許出願制度の導入のための改正を踏まえた規定の変更もある。その詳細については第5章を参照されたい。

(2) 存続期間延長に伴う登録料の引下げ

◆実用新案法第31条

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金 額
第一年から第三年 まで	毎年二千百円に一請求項につき百円を加えた額
第四年から第六年 まで	毎年六千百円に一請求項につき三百円を加えた額
第七年から第十年 まで	毎年一万八千百円に一請求項につき九百円を加えた額

2～5 (略)

実用新案権の存続期間の延長に伴い、第7年から第10年までの登録料を新設した。また、この新設する登録料による収入増を考慮した収支均衡の観点、出願時の負担を軽減すべきとの要請、及び実用新案登録出願を行おうとする意欲を高める観点を踏まえて、第1年から第3年まで及び第4年から第6年までの登録料を引き下げることとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

本改正における実用新案制度の改正としては、実用新案権の存続期間の延長のほか、実用新案登録に基づく特許出願制度の導入及び訂正の許容範囲の拡大

等が行われることとされており、これらの制度の運用に関しては、特許庁内の業務処理システム、情報処理システムを新たに新制度に対応できるよう整備する必要がある。これらのシステムの整備に当たっては、十分な検討期間及び実際にシステムを整備する期間が必要とされることから、公布後1年程度の期間を置くことが必要である。

また、今回の実用新案制度改正の趣旨を十分に制度利用者に周知するための期間も必要である。

このため、実用新案制度改正に係る規定の施行期日は、平成17年4月1日とした。

(2) 経過措置

◆附則第3条

(実用新案法の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定（実用新案法第五十四条第六項の改正規定を除く。）による改正後の実用新案法の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

改正前の規定に基づき実用新案登録出願をした者は、その出願に係る実用新案登録については、当初より6年の存続期間を前提として出願したのであるから、このような出願に係る実用新案登録についてまで実用新案権の存続期間の延長を認める必要性は薄い。

他方、第三者から見れば、施行前に出願された実用新案権について存続期間が延長されると、存続期間満了に伴う権利消滅に合わせて考案実施の準備をしている場合に不測の損害を被ることとなる。

したがって、実用新案権の存続期間の延長については、施行日以後にする実用新案登録出願について適用することとし、施行日前にされた実用新案登録出

願については、なお従前の例によることとした。